

とちぎけんしょうがい とくせい おう  
栃木県 障害の特性に応じたコミュニケーション  
しゅだん りょう そくしん かん じょうれい とちぎけん  
手段の利用の促進に関する 条例（栃木県  
しょうがいしゃ じょうれい がいよう  
障害者コミュニケーション条例）の概要

じょうれいせいいてい はいけい  
1 条例制定の背景

ほんけん きょうせいしゃかい じつげん む へい  
本県では、共生社会の実現に向けて、平  
せい ねん がつ とちぎけんしょうがいしゃ さべつかいしょうすいしん  
成28年4月に栃木県障害者差別解消推進  
じょうれい せこう すべ けんみん しょうがい しょう  
条例を施行し、全ての県民が、障害や障  
がいしゃ かん りかい ふか ふとう  
害者に関する理解を深めるとともに、不当  
さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりょ しん  
な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の浸  
とう ていちゃく とく く  
透・定着に取り組んできました。

こんぱん がいぶ いんかい とちぎけんしょうがいしゃ さ  
今般、外部委員会による栃木県障害者差  
べつかいしょうすいしんじょうれい せこう けんしょうけつ か きんねん  
別解消推進条例施行の検証結果、近年の  
しょうがいしゃ じょうほうかくさ かいしょう ぎ  
障害者の情報格差を解消するICT技  
じゅつ しんてん さいがい ひんぱつ げきじんか およ れいわ  
術の進展や災害の頻発・激甚化及び令和4  
ねん だい かいぜんこくしょうがいしゃ たいかい  
年の第22回全国障害者スポーツ大会「いち

「いちえ たいかい かいさい ふ しょうがい  
ご一会とちぎ大会」の開催を踏まえ、障害  
しゃ たい ごう り てきはいりよ なか もっと じゅうよう  
者に対する合理的配慮の中で最も重要な、  
しょうがい とくせい おう  
障害の特性に応じたコミュニケーション  
しゅだん りよう そくしん はか ほんじょうれい せい  
手段の利用の促進を図るため、本条例を制  
てい  
定しました。

## 2 じょうれい もくてき 2 条例の目的

じょうれい しょうがい とくせい おう  
この条例は、障害の特性に応じたコミ  
しゅだん りよう そくしん かん  
ュニケーション手段の利用の促進に関し、  
きほん りねん さだ なら けん けんみんおよ じ  
基本理念を定め、並びに県、県民及び事  
ぎょうしゃ せきむ あき しょう  
業者の責務を明らかにするとともに、障  
がい とくせい おう しゅだん  
害の特性に応じたコミュニケーション手段  
りよう そくしん かん せさく きほん じ  
の利用の促進に関する施策の基本となる事  
こう さだ しょうがい とくせい おう  
項を定めることにより、障害の特性に応じ  
しゅだん りよう そくしん  
たコミュニケーション手段の利用の促進に  
かん せさく そうごうてき すいしん すべ  
関する施策を総合的に推進し、もって全て

の<sup>けんみん</sup>県民が、<sup>しょうがい</sup>障害の<sup>うむ</sup>有無によって<sup>わ</sup>分け<sup>へだ</sup>隔てられることなく、<sup>そうご</sup>相互に<sup>じんかく</sup>人格と<sup>こせい</sup>個性を<sup>そんちよう</sup>尊重し  
<sup>あ</sup>合いながら<sup>きようせい</sup>共生する<sup>しゃかい</sup>社会の<sup>じつげん</sup>実現に<sup>し</sup>資することを<sup>もくてき</sup>目的とします。

### 3 <sup>おも</sup> <sup>ないよう</sup> 主要内容

- (1) <sup>けん</sup> 県、<sup>けんみんおよ</sup> 県民及び<sup>じぎょうしゃ</sup> 事業者の<sup>せきむ</sup> 責務、<sup>けん</sup> 県と<sup>しちよう</sup> 市町村との<sup>そん</sup> 協力<sup>きょうりよくとう</sup> 等<sup>きてい</sup> について規定します。
- (2) <sup>しょうがい</sup> 障害の<sup>とくせい</sup> 特性に<sup>おう</sup> 応じた<sup>たよう</sup> 多様な<sup>しゅだん</sup> コミュニケーション<sup>きてい</sup> 手段<sup>きてい</sup> について規定します。
- (3) <sup>けいはつかつどう</sup> 啓発活動や<sup>そうだんたいせい</sup> 相談体制の<sup>じゅうじつ</sup> 充実、<sup>けんせいとう</sup> 県政等に<sup>かん</sup> 関する<sup>じょうほう</sup> 情報の<sup>しゅとく</sup> 取得の<sup>えんかつかとう</sup> 円滑化<sup>しょうがい</sup> 等の<sup>とくせい</sup> 障害の<sup>おう</sup> 特性に<sup>しゅだん</sup> 応じた<sup>しゅだん</sup> コミュニケーション<sup>しゅだん</sup> 手段の<sup>りよう</sup> 利用の<sup>そくしん</sup> 促進<sup>とりくみ</sup> のための<sup>おこな</sup> 取組<sup>おこな</sup> を<sup>おこな</sup> 行う<sup>おこな</sup> こと<sup>おこな</sup> について<sup>きてい</sup> 規定<sup>きてい</sup> します。
- (4) <sup>しょうがいしゃ</sup> 障害者の<sup>さいがいじとう</sup> 災害時<sup>ひつよう</sup> 等<sup>じょう</sup> における<sup>ひつよう</sup> 必要な<sup>じょう</sup> 情

ほう しゅとく ひ なんじょとう た にん い  
報の取得や避難所等における他人との意  
し そつう えんかつ か む れんらくたいせい せいび  
思疎通の円滑化に向けた連絡体制の整備  
とう きてい  
等について規定します。

4 せ こう き じつ  
施行期日

れい わ ねん がつ にち  
令和4年4月1日